

双葉町告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、町道路線の供用を次のように開始する。

その関係図書は、令和 8 年 6 月 15 日から令和 8 年 6 月 29 日まで双葉町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 15 日

双葉町長 伊澤 史朗

路線番号	路線名	区間	供用開始の日
540	駅西 5 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 1 地先 から	令和 8 年 6 月 15 日
		大字長塚字蛭子堂 1 番 1 地先 まで	
541	駅西 6 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 18 地先 から	令和 8 年 6 月 15 日
		大字長塚字蛭子堂 1 番 18 地先 まで	
542	駅西 7 号線	大字長塚字蛭子堂 1 番 19 地先 から	令和 8 年 6 月 15 日
		大字長塚字蛭子堂 1 番 19 地先 まで	